

社発第114号  
平成22年3月5日

貸借取引参加者  
代表者 殿

中部証券金融株式会社  
取締役社長 湯本 崇雄

貸借取引貸株超過にかかる特別品貸料率の適用について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は下記銘柄について貸借取引の貸株超過における特別品貸料率を適用することといたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1.対象銘柄 (2銘柄)

(3232) 三重交通グループホールディングス(株) 株式

(9729) (株)トーカイ 株式

2.適用期間

平成22年3月8日(申込日基準)から当分の間適用いたします。

(参考) 特別品貸料

(1日1株につき)

貸借値段	500円以下	500円超500円以下を増すごとに
品貸料率	5円	5円を加算

(注) 特別品貸料率を適用する場合も継続日数加算は現行どおりといたします。

以 上